

魚津市告示第141号

公営費用納付額についての一部改正について  
公営費用納付額について（平成28年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和8年6月9日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
<p>公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第121条の規定により候補者等が納付すべき費用の額を次のように定めたので、公表する。</p> <p>【別記】</p>	<p>公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第121条の規定により候補者等が納付すべき費用の額を次のように定めたので、公表する。</p> <p>【別記】</p>

## 【別記】

改正後

施設の名称	建物の屋室	会場の面積（平方メートル）	納付すべき費用の額（円）			備考
			平日		休日	
			昼間	夜間		
(略)						
魚津市上野方コミュニティセンター	大会議室	122.54	(略)			(略)
	中会議室	56.37				
	体育館	631.00				
(略)						

改正前

施設の名称	建物の屋室	会場の面積（平方メートル）	納付すべき費用の額（円）			備考
			平日		休日	
			昼間	夜間		
(略)						
魚津市上野方コミュニティセンター	2階研修室	102	(略)			(略)
(略)						

附 則

この告示は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。